

中央新幹線小委員会の今後の進め方

○第 10 回中央新幹線小委員会（10 月 29 日（金）見込み）

・フリーディスカッション

（会議は非公開とし、議事録を後日公開）

（参考：交通政策審議会運営規則）

（議事の公開）

第 7 条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

※鉄道部会運営規則第 4 条第 2 項において、小委員会の運営について交通政策審議会運営規則第 7 条を準用することを規定。

○第 11 回中央新幹線小委員会（11 月 12 日（金）見込み）

・論点整理②

第 12 回以降については、第 10 回、第 11 回の審議状況を踏まえつつ、今後調整。